

改正案	現行
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条において銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所屬外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所屬外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解</p>

続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第二項、第十三条の三	(略)	第十三条の四	長期信用銀行法第十七条の二
第十三条の三の二第一項	銀行業	長期信用銀行の業務	
第十三条の三の二第三項	総株主等の議決権	総株主又は総出資者の議決権（以下	

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第二項、第十三条の三	(略)	第十三条の四	長期信用銀行法第十七条の二
(新設)	(新設)		
(新設)			

	第十四条の二第二号	第十六条の四第一項
	、第三章及び第四章	第十六条の二第一項 第一号から第六号ま で、第十一号及び第 十二号の二から第十 三号まで
「総株主等の議決権」という。）	並びに第十九条、第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第四項並びに第二十六条	長期信用銀行法第 十三条の二第一項 第一号から第六号 まで、第十一号及 び第十二号の二か ら第十三号まで
特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	特別事業再生会社
	第十四条の二第二号	第十六条の三第一項
	、第三章及び第四章	前条第一項第一号か ら第六号まで、第十 一号、第十二号の二 及び第十三号
並びに第十九条、第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第四項並びに第二十六条	並びに第十九条、第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項及び第四項並びに第二十六条	長期信用銀行法第 十三条の二第一項 第一号から第六号 まで、第十一号、 第十二号の二及び 第十三号
特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）	特別事業再生会社

		第十六条の四第七項	第十六条の四第四項 第四号	第十六条の四第四項 第一号	第十六条の四第二項	
特定子会社		第十六条の二第一項 第十二号	第四条第一項	第十六条の二第七項	株式等	
特定子会社に規定する特定子	特定子会社（同号）	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号	長期信用銀行法第四条第一項	長期信用銀行法第十三条の二第九項	株式又は持分	

		第十六条の三第七項	第十六条の三第四項 第四号	第十六条の三第四項 第一号	第十六条の三第二項	
特定子会社		前条第一項第十二号	第四条第一項	前条第七項	株式等	総株主等の議決権
特定子会社に規定する特定子	特定子会社（同号）	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十二号	長期信用銀行法第四条第一項	長期信用銀行法第十三条の二第九項	株式又は持分	総株主又は総出資者の議決権（以下この条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）

第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	(略)	第十六条の四第九項	第十六条の四第八項	
第五十二条の二第一	同法	第五十二条の二第一項若しくは第二項	(略)	第二条第十一項	第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二	
長期信用銀行法第	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第三項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二	会社をいう。次項において同じ。）

第五十二条の二の四		第五十二条の二の三	(略)	第十六条の三第九項	第十六条の三第八項	
第五十二条の二第一	同法	第五十二条の二第一項	(略)	第二条第十一項	前条第一項第十二号又は第十二号の二	
長期信用銀行法第	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	長期信用銀行法第六条の三第一項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第三項	長期信用銀行法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二	会社をいう。次項において同じ。）

第五十二条の十六			(略)		
この法律の規定	この法律を適用する場合	外国銀行主要株主	(略)	同法	項若しくは第二項
長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）	長期信用銀行法を適用する場合（同法第十七条において銀行法を準用する場合を含む。）	外国長期信用銀行主要株主	(略)	貸金業法	六条の三第一項若しくは第二項

第五十二条の十六			(略)		
この法律の規定	この法律を適用する場合	外国銀行主要株主	(略)	同法	項
長期信用銀行法の規定（同法第十七条において準用する銀行法の規定を含む。）	長期信用銀行法を適用する場合（同法第十七条の規定により銀行法を準用する場合を含む。）	外国長期信用銀行主要株主	(略)	貸金業法	六条の三第一項

<p>第五十二條の二十一 第二項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項各号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 各号</p>
<p>第五十二條の二十一 の三第一項</p>	<p>銀行業</p>	<p>長期信用銀行の業 務</p>
<p>第五十二條の二十四 第一項</p>	<p>特別事業再生会社 第五十二條の二十三 第一項第一号から第 五号まで、第十号及 び第十一号の二から 第十二号まで</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号及び 第十一号の二から 第十二号まで</p>
<p>特別事業再生会社</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>

<p>第五十二條の二十一 第一項</p>	<p>第五十二條の二十三 第一項各号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 各号</p>
<p>（新設）</p>	<p>銀行業</p>	<p>長期信用銀行の業 務</p>
<p>第五十二條の二十四 第一項</p>	<p>特別事業再生会社 第五十二條の二十三 第一項第一号から第 五号まで、第十号、 第十一号の二及び第 十二号</p>	<p>長期信用銀行法第 十六條の四第一項 第一号から第五号 まで、第十号、第 十一号の二及び第 十二号</p>
<p>特別事業再生会社</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>	<p>同号に規定する内 閣府令で定める要 件に該当しない会 社（第七項におい て「特別事業再生 会社」という。）</p>

第五十二条の四十四 第二項	(略)					
第五十二条の三十八 第一項各号	(略)	定期積金等		預金者等の保護	第二条第十四項第一号	(略)
第五十二条の六第十 二項	(略)	預金者等 金の積金者	定期積金	預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この項において同じ。）の保護	長期信用銀行法第十六条の五第二項第一号	(略)

第五十二条の四十四 第二項	(略)					
第五十二条の三十八 第一項各号	(略)				第二条第十四項第一号	(略)
(新設)	(略)	長期信用銀行法第十六条の六第一項各号			長期信用銀行法第十六条の五第二項第一号	(略)

第五十二条の六十一 第二項			
	銀行等が前項	当該銀行等	
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第三十八条	当該長期信用銀行等	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条

第五十二条の六十一 第二項			
	銀行等が前項	当該銀行等	
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条
第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第三十八条	当該長期信用銀行等	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条

			(略)		
第五十三条第三項第四号			(略)		
特例子会社対象会社	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三第六項	(略)	第九章及び第十章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項
特例子会社対象会社	長期信用銀行等	長期信用銀行法第十六条の四第六項	(略)	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十二条まで	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項
			(略)		
第五十三条第三項第四号			(略)		
	子会社対象銀行等	第五十二条の二十三第六項	(略)	第九章及び第十章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項
	長期信用銀行等	長期信用銀行法第十六条の四第六項	(略)	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十二条まで	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)及び第五十七条の七第二項の規定並びに同法第十六条の五第三項及び第四項

規定	読み替える銀行法の	2 法第十七条において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	に該当する持株特定 子会社
	読み替えられる字句		(略)	
	読み替える字句		(略)	

規定	読み替える銀行法の	2 法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	(略)	
	読み替えられる字句		(略)	
	読み替える字句		(略)	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二條第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所属銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六條の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

4 法第十七条において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、

4 法第十七条の規定において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合においては、同条中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(銀行法施行令の準用)

第六条 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、

同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の

同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定めるものについて、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める休日について、施行令第十五条の三の規定は銀行法第五十二条の三第二項に規定する政令で定める基準について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の

二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「

二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「

特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える施行令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第四条第一項第一号 ホ	(略)	法第二条第六項	(略)	長期信用銀行法第十七条において準用する法第十三条の三の二第三項
(略)	同項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ

第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業

特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える施行令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第四条第一項第一号 ホ	(略)	法第二条第六項	(略)	長期信用銀行法第十七条において準用する法第十六条の三第一項
(略)	同項	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ	(略)	長期信用銀行法第十三条の二第一項 第十一号イ

第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業

者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十（略）

255（略）

者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六～十（略）

255（略）